

令和3年度第1回

小金井市環境審議会会議録

令和3年度第1回小金井市環境審議会会議録

- 1 開催日 令和3年7月12日（月）
- 2 時 間 午後2時から午後3時46分まで
- 3 場 所 小金井市役所第二庁舎8階801会議室
- 4 報告事項 (1) 令和2年度各種環境測定結果について（資料4～9）
(2) 令和3年度環境教育事業の実施について（資料10）
(3) 令和3年度子ども環境ワークショップの実施について（資料11）
(4) 令和3年度小金井市環境賞について
- 5 議 事 (1) 前回審議会会議録について（資料2）
(2) （仮称）小金井市気候非常事態宣言について（資料3）
(3) その他
- 6 その他
- 7 次回審議会の日程について
- 8 出席者 (1) 審議会委員
会 長 池上 貴志
副会長 小柳 知代
委 員 土屋 健、羽田野 勉
石田 潤、中里 成子
近藤 豊
(2) 事務局員
環境政策課長 平野 純也
環境係長 山口 晋平
環境係専任主査 荻原 博
環境係主事 鳴海 春香
環境係 阪本 晴子
- 9 傍聴者 2名

令和3年度第1回小金井市環境審議会会議録

池上会長 それでは、定刻になりましたので、これより令和3年度第1回小金井市環境審議会を開会いたします。

 最初に、事務局から事務連絡及び本日の配布資料の確認をお願いいたします。

山口係長 今年度も引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

 今日は、令和3年度第1回目の会議でございますので、初めに環境政策課長、平野より皆様に御挨拶申し上げます。

平野課長 皆さん、こんにちは。環境政策課長の平野です。コロナ対策もありますので、座って御挨拶させていただきたいと思います。

 本日から4回目となる緊急事態宣言が東京都に発出されましたが、まん延防止等重点措置の延長を見込んだ上での開催予定であったことから、宣言中ではございますが、感染防止対策を徹底し、予定どおりお集まりいただきました。できるだけ短時間で有意義な審議会となるよう努めてまいりますので、御協力のほど、よろしくお願いいたします。

 さて、環境審議会の皆様には、この2年間、主に第3次小金井市環境基本計画の策定について御尽力いただきました。おかげさまで、予定どおり、この4月より計画をスタートさせており、早速、新たな施策にも取り組んでいるところでございます。詳しくは後ほど御報告いたしますが、環境教育、環境学習の充実については、初めての試みとして、小金井第四小学校との連携事業などを進めており、環境情報発信等の取組としては、市報こがねい7月1日号で初めて環境特集号を発行するなど、環境基本条例の基本理念の実現に向け、計画の推進に意欲的に取り組んでいるところでございます。

 また、これ以外にも様々な課題に全力で取り組み、緑があふれ、環境に優しいまち小金井の実現を目指してまいりますので、委員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻のほど、何とぞよろしくお願い申し上げます。

 以上、簡単ではございますが、私の御挨拶とさせていただきます。

本年度もどうぞよろしくお願ひいたします。

山口係長

それでは、引き続き事務連絡と配布資料の確認をさせていただきます。着座にて失礼いたします。

最初に、事務連絡でございます。本日は、小金井市環境基本条例第26条第4項の規定に基づきまして、新たに2名の方に小金井市環境審議会委員の委嘱をさせていただきました。

行政関係団体の職員選出として、近藤豊委員に新たに御就任いただきました。これは前任の木村委員の人事異動によるものでございます。

また、市内事業者からの選出として、土屋健委員を関係団体から御推薦いただきまして、新たに御就任いただきました。これは前任の鈴木由美子さんの辞任によるものでございます。

お二方の机上には委任状を置かせていただいております。委嘱期間は本日から令和4年3月31日まででございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、御発言の際のお願ひでございます。前年度に引き続き、同じお願ひで大変恐縮でございます。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、座席の間隔を通常より広く取ってございますことと、マスクの着用をお願いしていることなどから、質疑応答等、御発言の際は、御自身のお名前を先におっしゃった上で御発言に御協力をお願いいたします。円滑な会議の進行及び会議録の作成に御協力お願ひいたします。

それでは、配布資料の確認をいたします。本日、申し訳ございません、大量の資料を配布させていただいております。

本日の次第の下段、配布資料欄を御覧ください。本日の配布資料は、資料1から資料11まで、合計11点でございます。本日、当日配布いたしましたのが資料3から資料11でございます。資料1及び2につきましては、事前に皆様に郵送させていただいたものと内容の変更はございませんので、本日はお持ちいただいたものを御参照ください。

また、次第に資料として記載はございませんが、本年度から試行として新たに開始いたしました市報こがねいにおける環境特集号について、令和3年7月1日号を参考として配布いたしました。既に御覧いただいた方もいらっしゃるかと思いますが、本審議会の参考資料とし

て改めて配布をいたします。

以上、お手元の資料に不足がございましたら、事務局までお申しつけください。大丈夫でしょうか。

また、本日、高橋委員、高木委員につきましては、事前に御欠席の御連絡をいただいておりますので、あらかじめお知らせいたします。

以上でございます。

池上会長

ありがとうございます。

事務局の説明にもありましたとおり、令和3年度は本日を含めて年間3回開催の予定となりますので、どうぞよろしく願いいたします。

また、本年度から2名の方が新たに委員となりましたので、一言、御挨拶いただけたらと思います。

それでは、近藤委員からよろしく願いいたします。

近藤委員

立川にございます多摩環境事務所の所長になりました近藤でございます。よろしく願いいたします。

池上会長

ありがとうございました。

続いて、土屋委員、お願いいたします。

土屋委員

こんにちは。小金井市にあるJA東京むさし小金井地区果樹組合より地区委員をしております土屋です。どうぞよろしく願いいたします。

池上会長

ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、次第に入りたいと思います。

次第の「2 報告事項」に移ります。報告事項(1)令和2年度各種環境測定結果について、事務局のほうから報告をお願いいたします。

荻原専任主査

それでは、事務局、荻原です。令和2年度の環境測定事業についての説明をさせていただきます。

まず、資料4、ダイオキシン類の測定結果から御報告させていただきます。資料4を御覧ください。

大気中のダイオキシン類の測定につきましては、1ページ目、夏季及び冬季の年2回、測定しております。測定箇所は東センター及び保健センターの2か所で測定しております。

測定地点については、3ページ目を見ていただきますと地図がありまして、黒丸のところが大気の採取地点でございます。

測定結果につきましては、6ページを御覧ください。東センター及び保健センターの夏季及び冬季のダイオキシン類の測定値について、それぞれ表2のほうに出ております。夏季の平均値が0.018 pg-TEQ/m³という数値になりまして、冬季のほうは0.019となっておりまして、令和2年度の平均値が0.018というふうになっております。そこに書いてありますけれども、環境基準が0.6ピコグラムなので、それよりも随分小さい値となっておりますが、それが人体にどのような影響があるのかというようなところは12ページにまとめとしてありまして、次の13ページには平成14年からの経年変化が載っていますけれども、グラフ的にはほぼ平らみたいな感じなんですけれども、平成14年当時は環境基準の約9分の1という値になっておりまして、その濃度が最新の令和2年度では環境基準の約33分の1の値まで減ってきているというような状況となっております。グラフ上はほぼ平らであまり変化がないようなんですけれども、経年変化で見ると、随分減ってきているというような状況となっております。

ダイオキシン類のほうにつきましては、簡単ではありますが、こちらのほうで報告とさせていただきます。

池上会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告で何か御質問などございますでしょうか。

では池上から。教えていただきたいんですが、こういう調査がどういう規程の下でといたしますか、制度の下で行われているのかというのが参考までにあると、例えば東京都からやるように指示されているかどうか、国からやるように指示されているかどうか、そういった状況というのは何かありますか。今回のダイオキシンだけではないんですけれども、それぞれの調査内容が。

荻原専任主査 いろいろな項目は確かにあるんですけども、こちらのほうは「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づいて、環境基準のあるものについて測定するべきだというようなのがありますので、そのうちのひとつとしてダイオキシン類のほうは測定させていただいております。

池上会長 例えば2回というのも決められているとか。

荻原専任主査 そこまではあれなんですけれども、大体、大気について、夏と冬、大気の流れが大きく変わるようなところで経年変化を追っていくとい

うようなところで、年2回ということで設定させていただいております。

池上会長 分かりました。

1点気になっているのは、ずっと計測をしてきて、はるかに低い状況がずっと続いている状況で、頻度を減らせるものがあるのであれば、やっぱり予算のこともありますし、計測にもお金がかかるので、そういう検討ができることもあるのかなと思ってお聞きしたんですけど。ただ、やらなければいけないというふうに東京都や国から決まっているのであれば、それは減らすことはできないかもしれないんですけども。

近藤委員 回数は決まってないんですけども、今、お話あったように、一つは風向きですよね。冬の北風、夏場の南風でどうなるかというのが一つと、あと、冬場はどうしても燃焼することが多くなりますよね、燃焼する機械を使うので。冬場と夏場を比較するという意味では、必要最低限の調査をしているのかなと。

池上会長 ありがとうございます。あとは毎年の必要性。

近藤委員 そうですね。

池上会長 今年夏で、来年は冬とか、これをそうしろと言っているわけじゃなくて、そういうこともあり得るかなというふうに思いましたので、コメントさせていただきました。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。石田委員、お願いします。

石田委員 すみません、石田ですが、ちょっと確認で何うだけなんですけれども、ずっと小金井は低いので安心していいんですけど、都内とかで何か問題が起こっている場所というのはあるんですか。東京都内ではあんまり問題は出てないんですよ。

荻原専任主査 そうですね、こちらで確認している限りでは、そういう情報は入ってきておりません。

石田委員 分かりました。ありがとうございます。

近藤委員 1点、補足いたしますと、12ページの6-3に書いてございますけれども、平成14年に環境基本条例が厳しくなりました、例えばごみの焼却施設の焼却温度を上げたということでございまして、それからダイオキシン量が非常に減っております。今のところ、御指摘のよ

うに問題になっている箇所はないんですけれども、ただ、ないからといって、これで安心してしまうのではなくて、やっぱり毎年見ていくということは非常に意義があるのかなというふうに考えております。

石田委員 分かりました。ありがとうございます。

荻原専任主査 あと、11ページのほうに東京都のモニタリングポスト、常時監視測定局で測定している数字が出ておりますので、この辺を見ていただければ。

石田委員 どうもありがとうございました。

池上会長 すみません、池上です。今の11ページの中にも小金井市の観測点があるんですけど、これは常時観測されているんですか。

荻原専任主査 はい。

池上会長 そうすると、さらにほかのところの必要性というのがより曖昧になるのかなと思いますけれども。予算に関しては僕らの関与するところではないんですけれども、毎年やっているから、ずっとやらないといけないということではないかなと思いますので、検討したほうがいいのかというふうに思いました。

ほかにございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の報告に移りたいと思います。事務局のほうからよろしくをお願いします。

荻原専任主査 それでは、次は資料5を御覧ください。自動車騒音常時監視調査結果についてです。

こちらにつきましては、国土交通省で定められている道路交通センサスというものに基づいて、市内11か所を5年間でローテーションして測定していくもので、年に2か所ないしは3か所、毎年地点を変えて11か所を5年間かけて測定しているものでございます。

令和2年度につきましては、2ページを御覧ください。新宿国立線、これ東八道路ですけれども、その一部と、それから府中小平線、これは新小金井街道になりますけれども、こちらの一部の2か所で測定をしております。

次の3ページを御覧ください。今回、評価の対象区間なんですけれども、青い線のところですね、新小金井街道の一部と、それから東八道路の一部、この青い区間を面的に評価しております。赤丸が測定地

点になっております。

測定結果につきましては、11ページを見ていただきますと、こちらの2区画については、騒音については昼間、それから夜間ともに環境基準、それから要請限度ともに満たしております。

それを面的に評価した結果になりますけれども、そちらが21ページになります。青い矢印のところの2路線の評価区間の結果ですけれども、表6.1を見ていただきますと、全戸数、2,356戸のうち、昼夜ともに環境基準を満たしていたのが2,279戸で、達成の割合は96.7%というふうになっております。これを5年前に測定した平成27年度と比べますと、若干、数値的には落ちてはいるんですけれども、ほぼ同じような割合で、昼夜ともに環境基準を満たしていた地点がほぼ変わらずというところでございます。

これを毎年毎年、新しいデータを入れて、市内全域の測定区間の面的評価をしているんですけれども、そちらの結果が23ページになります。本年度、全戸数、1万4,506戸のうち、昼夜ともに環境基準値以下だったところが95.5%。これを令和元年度と比べますと、令和元年度は下にありますが、95.9%となっていますので、ほぼ変わらない値で推移しております。

あとは、資料のほうが、膨大な量がついていますので、お時間のあるときにいろいろ見ていただければと思いますが、令和2年度の測定結果につきましては、簡単でございますが、説明は以上となっております。

池上会長 ありがとうございます。

ただいまの報告に関しまして、何か御質問等ございますでしょうか。近藤委員、お願いします。

近藤委員 23、24のように結果が出ていて、結果が良好だということは分かるんですけれども、原因が何なのかというのがもうちょっと分かるといいかなと。多分、車の台数が恐らく以前に比べて減ってきているのが原因ではないかと思うんですが、その辺のデータがもしあるといいのかなと思います。車の台数と車が走る距離が減れば、それだけ減ると思いますので。

車から出る騒音には種類が大きく2つありまして、エンジンそのも

のから出る音と、タイヤの溝に入っている空気のはじけるときの音なんですけれども、今、かなりエンジンもよくなってきていますし、電気的車も増えていますので、まず、エンジンから発生する音は、恐らく今後は大きくならないと思います。そうなると、やっぱりタイヤのことになります。これはどんな車でもどうしても音が出てしまうものですから。しかし、車の台数が減れば、自然に減るのかなと思います。今回はちょっと無理としても、来年に向けて、何年か前の走行台数のデータと比べられるとよいかなと思います。

荻原専任主査 走行台数なんか、ぱっと何ページというのは出てこないんですけども、資料の中にはそういう走行台数の数字もあるかと思うので、その経年変化ということなんでしょうかね、そういうものを見ていければというところで、来年度、資料として入れられるかどうかというのは今後検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。羽田野委員、お願いします。

羽田野委員 これ、5年ごとにぐるっと回っているんですけど、小金井駅の周辺というのは、5年だと、結構、ビルが建ったり、道路整備もされて、環境的にかなり変わっていくのが激しいと思うんですね。車の台数も増えてきているんじゃないかと思うんですけど。だから、小金井駅周辺とか、その辺だけはもうちょっと頻度を上げるということはできないんですか。やはりもう5年というサイクルで決まっているんですか。

荻原専任主査 それについては、環境省、それから国土交通省のほうから測定する頻度としては5年間でローテーションするように計画を立ててくださいというような通知が来ていますので、その地点については5年に1回の測定になってしまいますけれども。

羽田野委員 まあ、費用ということもあるとは思いますが、小金井駅周辺というのは結構、再開発で変わってきている、今後も例えば東小金井駅前とかも再開発で変わってくると思うんですね。ちょっとそこら辺は、先ほど言われた車の量との関係とかというのものもあるかとは思いますが、ちょっと考えてみてください。

荻原専任主査 はい。

池上会長 ほかにございませんでしょうか。

では、すみません、池上から。車の台数も調査しているのかなと思うんですけども、今回の調査の目的は、道路環境の各種施策への反映というところも大きい目的の一つなのかなと思うんですけども、実際に測定した道路がどのぐらい古いのかということ、整備してから時間がたっているのかとか、そういったところと併せて、本当にその道路の改善に役立てるような調査にしてほしいなというところがあります。ぜひその辺、見比べていただいて、活用していただけたら。

荻原専任主査 こちらの測定結果のデータにつきましては、一応、うちの道路管理課のほうにも、道路行政の施策のほうにも活用していただければというところで、情報提供はさせていただきます。

池上会長 はい、ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次の報告に移りたいと思います。資料の6番、よろしくお願いたします。

荻原専任主査 それでは、資料6ですね、今度は要請限度の資料を御覧ください。こちらのほうは道路交通の騒音と振動を測定しております。

測定箇所につきましては、2ページ目、それから3ページ目を御覧ください。調査の対象路線としては、市内を走っている6本の都道について測定しております。前年度の令和元年度までは5本の都道を測定していたんですけども、今までちょっと区画整理の関係で東大通りという都道がずっと工事をしていたので、そちらのほうでは工事の音を拾ってしまったりということで測定していなかったんですけども、一定、区画整理のほうが落ち着いてきて、道路のほうも落ち着いてきましたので、昨年度から1地点、東大通りの測定地点を増やしまして、6地点、6本の都道の測定をしております。

測定地点については、3ページ目を見ていただくと、赤い丸のついているところですね、この6か所で測定いたしました。一部、先ほど説明した常時監視のほうと場所がかぶるところについては、同じ地点で測定したものを常時監視用と、それからこちらの要請限度のほうとで数字を使っているところがございます。

そうしましたら、まず、騒音の測定結果です。13ページを御覧く

ださい。騒音につきましては、表4.1ですけれども、地点4、府中小金井線、新小金井街道になりますが、こちらの夜間については環境基準を満たしていない測定値になりましたけれども、それ以外の地点では環境基準を満たしておりました。ただ、この新小金井街道の夜間の地点につきましても、要請限度——要請限度というのは道路管理者に対して、道路を適正に補修等々含めて管理してくれと要請する値になっておりますけれども、そちらの要請限度のほうは超えていませんでした。

それから、振動の測定結果につきましては33ページを御覧ください。こちらの表4.4ですけれども、振動のほうは環境基準はありませんので要請限度だけになりますけれども、どの地点も要請限度を満たしていて、適合状況としては良というふうになってございます。

こちらのほうも簡単ではございますが、説明のほうは以上です。

池上会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に関して、何か御質問ございますでしょうか。

池上ですけれども、13ページとか33ページにある表なんですけれども、真ん中に令和元年度調査結果とありますけれども、これは令和2年度ですかね。

荻原専任主査 真ん中のところは前年度の数値を入れていて、その前の調査結果が令和2年度の数字になっています。前年度と比べられるように元年度の調査結果を入れているんですけれども。それで前年度と比べてどうなの、上がったの、下がったのというようなところを比べられるように入れております。左側が令和2年度の数値になっています。

池上会長

なるほど。ありがとうございます。

荻原専任主査 一番下の府中小金井線、これが東大通りという新しく測定した地点になるんですけれども、こちらは令和元年度は測定していないので、数値が入っておりません。

池上会長

続けて池上ですけれども、環境基準を満たしていないときに、どのぐらいすぐに対策を取らなければいけないとかあるんですか。今回、地点4が。

荻原専任主査 環境基準というのは、基準値としてはその数値を満たすことが望ま

しいと言われている値なので、環境基準を超えたからすぐどうのこうのというわけではないんです。先ほど言ったように、道路管理者に道路の改善を要請する限度として要請限度というのがありますので、こちらの数字を超えてくると、道路管理者のほうに要請していくというようなことになります。

池上会長 分かりました。ありがとうございます。

小柳委員、お願いします。

小柳副会長 先ほどの資料5でもちょっと情報があったと思うんですけど、交通量の調査結果というのが41ページ以降に載っているんですが、これについては過去からの比較の情報というのは得られないんでしょうか。交通量が増えているのか、減っているのかというのがちょっと気になったんですけど。

荻原専任主査 先ほど御質問あったと思うんですけども、交通量については、増えたとか減ったとかという、そういう経年変化というのを追っていないので、次回以降、もしそういうことができるようであれば、そういう資料も作成してみようかなと思いますけれども、今のところは毎年毎年の計測はしているんですけども、特に経年変化というところでは見ていないです。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、次の資料に移りたいと思います。それでは、資料7に関して、事務局のほうから報告をお願いいたします。

荻原専任主査 それでは、資料7を御覧ください。大気質調査の報告書になります。

この大気質調査では2つの物質について測定しております。1つは自動車の排気ガスが主な原因となっております二酸化窒素です。それから、粒径が10マイクロメートル以下の浮遊粒子状物質と言われているものについて測定しております。

1ページ目を御覧ください。測定した日は令和3年の2月16日から18日にかけての3日間、72時間で測定しております。

測定している地点につきましては、次の2ページを御覧ください。二酸化窒素は市内50か所で測定しております。うち、住宅地域で3

1 地点、それから交差点沿道地域、自動車が行くところ、そこで 19 地点、合わせて 50 地点で測定しております。それから、浮遊粒子状物質につきましては、下の表 2 になりますけれども、武蔵小金井駅前交番と新小金井交番の 2 か所で測定しております。

次の 3 ページを御覧ください。A 3 の折り込みの紙が入っているかと思えますけれども、そちらが測定地点です。赤丸が二酸化窒素の交差点沿道地域の測定地点になります。それから、水色が住宅地域の 31 地点になります。それから、黒丸が浮遊粒子状物質の 2 地点、武蔵小金井駅前交番と新小金井交番となっております。

それぞれの測定結果につきましては、まず、5 ページを御覧ください。二酸化窒素の測定結果が表 4 にあります。住宅地域の 31 地点の最大値が 0.008 ppm、それから最小値が 0.004 ppm で、31 か所の平均値が 0.006 ppm となっております。それから、交差点沿道地域の最大値が 0.015 ppm、それから最小値が 0.006 ppm で、19 地点の平均値が 0.010 ppm となっております。こちらの環境基準は、その下に書いてありますけれども、1 時間値の 1 日平均値が 0.04 ppm から 0.06 ppm までのゾーン内、またはそれ以下であることというようになっておりますので、その数値から比べますと、随分と小さい値となっております。

その経年変化が 8 ページになります。住宅地域と交差点沿道地域での経年変化が出ていますけれども、その年によって上がったたり下がったりを繰り返しながら、それでも長いスパンで考えると、徐々に右肩下がりで下がってきているのかなというようところが見受けられるかと思えます。

次に、浮遊粒子状物質の測定結果です。10 ページを御覧ください。こちらは武蔵小金井駅前交番の 3 日間の平均値が 0.009 mg/m³、それから新聞が 3 日間の平均値が 0.012 mg/m³ となっていて、こちらでも環境基準がその下に書いてあります。1 時間値の 1 日平均値が 0.1 mg/m³ 以下であること、かつ 1 時間値の最大値が 0.2 mg/m³ 以下であることとなっておりますので、その数値と比較しましても、随分と小さい値という結果となっております。

それぞれの経時変化、時間ごとの変化になってはいますが、1

1 ページにグラフが載っております。

こちらの資料等は、時間があるときに見ておいていただければと思います。

簡単ではありますが、以上で説明を終わります。

池上会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御報告に関して質問等ございましたら、よろしくお願いいいたします。

近藤委員 よろしいですか。

池上会長 近藤委員、お願いします。

近藤委員 10 ページの2月16日から18日の3日間を選ばれた理由というのは。

荻原専任主査 東京都が毎年測定している期間があるんですけども、そちらのほうに合わせて、うちのほうもできれば東京都さんと同じに測って、東京都と数字が変わらないよねというようなところを見るという意味でもやっているんですけども。東京都さんがその時期に測定しているので、その周辺で合わせて測定しているので、あとは業者さんとのやり取りで、業者さんは他市でも測定しているので、そこはかぶらないようにということで、この日を選択させてもらっています。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

池上ですけど、これも先ほどの関連なんですけど、これも毎年調べないといけないという決まりがあるんですか。これまでの経年を見ると、もうほとんど変わらない、徐々に下がってきているのは見えてきていますけれども。何か市内で大きく変わった事象があったときに臨時で調べるというのも、追加で調べるのは十分やっていいことだと思うんですけども、あまり大きな変化がないときに、毎年毎年やる必要性がどこまであるのかというのがちょっと気になるかなと思います。それは、例えば東京都もやっている状況もあるということなんでしょうし。

近藤委員 ちょっと今日、詳細なデータを持ってきてないんですけども、たしか2008年か9年ぐらいに、この時期に中国の黄砂の影響なのか、すごい高い値が出ちゃった日があったんですね。それで、東京都では

1年のうち、この時期が一番高いので、一番高いこの時期には調べましようということで今までやってきているので。だから、今、先生がおっしゃったように、じゃあ、それを毎年やる必要があるのかというと、ちょっとそれは私のほうからは何とも言えないんですけども。

池上会長

実際、これは事業者からの排気ガスが原因のものがあれば対策したいというのがこの調査目的などに書かれているので、黄砂は多分、なかなか防ぎようがなくて、対策というのも難しいと思うので、基本的にこの調査で、もちろん、黄砂が来ましたという状況があれば、そのときは何か注意を呼びかけるとか、そういったところのモニタリングというのは常時必要なんだとは思いますが、こういう定期的な調査の利用目的は別にあるので、調査することに満足することではなく、その調査をどう活かすかというところを考えると、これを毎年やっていって果たして活かされているのかなというところが、だったら、もう少し頻度を落しても、それほど影響はないんじゃないかというところ、だったらもっと別のところの調査というところも含めて考える余地があるのかなというふうに思ったのでコメントさせていただきました。

東京都も調べているということもあるのであれば、そことの切り分けも検討してはいかがかなと。東京都とは別の場所でやっているの、これは大事だということであれば、それはそれでそのとおりのかなと思いますし、ずっとこれまでやってきて、そことの違いを見たいというところも確かにあるのかもしれないですけども、ここまで大丈夫な状況が続いて、ここにお金をかけなければいけないということが果たしていいのかどうかというところはちょっと検討していただきたいなと思います。

近藤委員

今、お話あったように、都内の主立ったところを東京都のほうで調べているので、先ほど御意見あったように、例えば武蔵小金井の駅前はどうなんだろうとか、そういうところは各市町村さんのほうにやっていたらいいというのがあります。

先ほどちょっと私、黄砂と言ってしまったんですが、黄砂だけではなくて、東南アジアのほうからの越境のものもやっぱりこの時期多くなるというのがございます。ですから、それは都民なり市民の方が防

げるかという、それは防げない内容なので、それを毎年調べるかどうかというのは、確かに考えなきゃいけない点かと思えますけれども。

池上会長

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。はい、ありがとうございました。

それでは、次の資料に移りたいと思います。資料8について、御説明をお願いいたします。

鳴海主事

資料8、水質監視測定及び湧水調査について御報告いたします。

事業概要については、1ページを御覧ください。1ページの下の方、表1-1とあるんですけども、こちら、市内13か所の井戸水の水質監視測定を年4回、小金井市における野川最下流部の柳橋下において水質監視測定を年2回、市内4か所での湧水の水質監視測定及び水生生物の調査を年2回行っております。こちらの中で、野川調査というものは、多摩川水系の関連河川と合同調査という形で行っております、同日で多摩川ですとか、野川ですとか、各市さんがポイントを決めて経年的にやって、1冊の報告書としてまとめているような事業となっております。

調査地点につきましては、隣の2ページ目の地図を御覧ください。

結果については6ページ以降に記載されておりますが、ちょっと細かいのでまとめのページに行かせていただきます。

まとめは11ページ、12ページにございます。こちら、調査してございますトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、鉛なんですけれども、鉛は一部の地点ですね。硝酸性窒素は全ての時点で検出されておりますが、環境基準の超過というのはございませんでした。環境基準の超過については表2-3、真ん中にあるんですけども、全て環境基準値内という形になっております。

13ページを見ていただきますと、過去2年の調査結果との比較が記載されております。一部例外はあるんですけども、おおよそ例年どおりの検出状況となっております。

次に、野川調査についてです。15ページ、16ページに記載されております。調査結果についてですが、水素イオン濃度が昨年度に引き続きやや高い数値となっておりますが、これ以外の項目は例年の計測結果に近い形となっております。また、全ての項目について環境基

準値を超えるものはありませんでした。

最後に、湧水調査についてになります。17ページ以降に記載されております。有機塩素化合物は全地点で検出されませんでした。硝酸性窒素については環境基準を超過していませんが、やや高めとなっております。これらについては、例年同様の結果となっております。

19ページ以降については、水生生物や各藻類の結果についての記載がございます。きれいな指標種の確認ができていることから、比較的良好な水質が保たれているものと考えております。

簡単ですが、報告は以上です。

池上会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告に関して御質問ございましたら、よろしくお願ひいたします。小柳委員、お願ひします。

小柳副会長 まだちょっと細かく見れていないんですけども、19ページの生物の記録についての質問なんですけども、きれいな水質を好む種というのが確認されているということだったんですけども、個体数自体も結構増えてきているとか、改善の方向が見られたりするんでしょうか。

鳴海主事 きれいな指標種としているということで水質環境が保たれているという考えでおりますので、個体数の増減についてお答えできません。申し訳ありません。

1回の調査で試料を持って帰ってという形になりますので、その調査の地点での個体数で状況が改善されているかどうかという判断ができるのかどうかについても今、お答えできないので、業者に確認するようにいたします。

小柳副会長 毎年、同じ方法で調査されているということですよ。

鳴海主事 はい、そうです。

小柳副会長 そうすると、ある程度、個体数の比較もできているんじゃないかなと思います。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。近藤委員、お願ひします。

近藤委員 11、12ページに検出状況等が出ていますけれども、一般の市民の方が御覧になったときに、トリクロロエチレンとか、一体、どこから来ているんだろうとか、そもそも何で鉛が入っているんだろうと

いうふうに疑問に思われるかと思うんですけれども、例えば何とかに含まれるとか、そういう説明書きがないと、皆さん、読んだときに分からないんじゃないかなと思うんですけれども。

鳴海主事 御意見、ありがとうございます。市民向けにホームページ等で公表するときに、物質についての補足説明を入れるなどの工夫をしたいと思えます。

池上会長 ありがとうございます。
ほかにございませんでしょうか。石田委員。

石田委員 あまりにもぼかけた質問で申し訳ないんですけれども、井戸を調査しているんですけど、これは全て飲料に使われているものなんですか、それともそうではない、単なる水として利用しているだけなんですか。

鳴海主事 この中で、明確に飲料で使用している井戸は1か所ございますが、水質監視測定という有機塩素化合物による汚染状況の監視測定が目的というふうに考えてございますので、あまり飲料か否かというところでの整理はしておりません。

石田委員 分かりました。聞いたのは、緊急時に井戸水を使う場合に飲めるのかどうかなんていうのは把握されているのかなというのがちょっと気になったので聞いたんですけれども。今現在は、緊急時に飲むことはできないけど、使えますよという水として提供するつもりなのか、緊急の場合、飲んでも構わないよ、沸かしなさいとか、そういう条件があると思うんですけれども、そういうことに関して、今のうちに分かっていたら、把握できていたほうがいいのかという気がちょっとしたんですけれども。

鳴海主事 今、御指摘いただきました有事の際の飲料水という考え方に関しましては、地域安全課というところが所管してまして、災害用の井戸ということで市民の方と協定を結んで調査をしているというものがございますので、別の視点で、そちらのほうで管理している内容となります。

石田委員 はい、分かりました。

池上会長 ありがとうございます。
ほかにございませんでしょうか。小柳委員。

小柳副会長 数についての質問なんですけど、小金井市にある湧水と井戸水とい

うのは、この調査地点でほぼ全部網羅されているという感じですか。

鳴海主事 湧水地点に関しては、ちょっと今、資料がないので正確ではないんですが、5か所はあったというふうに考えてございます。なので、全てではないです。井戸水に関しても、御協力いただいている井戸になりますので、ほかにも井戸を有されている方は市内にいらっしゃいます。これも全てではないということになります。

小柳副会長 ありがとうございます。

近藤委員 東京都でも十数年前に調べたことがあるんですけども、皆さん、井戸があるということはプライバシーだから公表しないでくださいという方もいらっしゃるんですね。ですから、承諾を得られた方しか井戸の場所が分からないというのがございます。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。ありがとうございます。

それでは、資料8はこれで終わりにして、続いて資料9に移りたいと思います。資料9の説明を事務局のほうからお願いいたします。

鳴海主事 資料9、地下水位測定について御報告いたします。

この調査は、令和元年度より市で測定を開始したものでございます。開始の経緯につきましては、小金井市環境市民会議さんがそれより前、10年間、市内の水位を計測してくださっていたのですが、10年間でめどに終了されるということでしたので、その地点を一部引き継ぎまして市が測定を開始することとなったものでございます。

調査内容なんですけれども、市内11か所を毎月下旬に手動で測定するものです。

調査地点につきましては、3ページに地図がございまして、御覧ください。市域全体の地下水位をおおよそ把握することを目的といたしまして、空間的にちょっと離れた形で11か所を選定しております。

結果については、6ページのグラフを御覧ください。縦にして見ていただきますと、上のほうが令和元年度の結果になりまして、下のほうが令和2年度の結果となっております。令和元年度同様、降水量に追従して地下水位が上下する傾向が見られました。最多降水量となりました7月に10地点で最高水位となっております。こちらは標高順

になっているんですけれども、標高が高い地点のほうが10月から3月にかけて水位の低下が多く見られたため、地下水が流出しやすかったものと考えられます。今後も測定を継続し、情報収集、情報発信をしてみたいと思います。

報告は以上です。

池上会長 ありがとうございます。

ただいまの報告について質問等ありましたら、よろしくお願ひします。中里委員、お願ひします。

中里委員 全く勉強不足でお恥ずかしいんですけれども、これらの井戸というのは枯れるということではなく、常に水は満タンとあるわけですか。

鳴海主事 実際に中の状態がどうなっているかというのは、水位計を落しているだけなので見えるものではないんですけれども、水に反応しないで水位が測れなかったというものがございます。

実際、8ページを御覧いただきますと、ナンバーで言うと10番、9番辺りの2月というのが欠測となっているんですけれども、水位計を下ろしても水の反応がなくて、水位が測れなかったこととなっております。

中里委員 防災的に考えて、井戸のあるお宅というのは、一般市民からしますととても関心があつて、何かのときには助けていただけるのではないかという気持ちがあるんですけれども、いつでしたか、前回、このメンバーの方が井戸を持っていらっしゃるけれども、結局、手動では上がらないから、電動でしか駄目で、ですから電気が止まってしまうと井戸も使えないんだということをお話しされていて、かなりショックを受けたんですけれども、その辺り、この会議は直接、防災の関係ではないんですけれども、何かうまい方法と申しますか、小金井は地下水が豊富で、井戸が豊富だということは私、40年ぐらい前に越してきたときに教えていただいた記憶があるんですけれども、その辺りというのは行政のほうで把握して、いざというときの対応というのは考えていただいているんでしょうか。ちょっとお話がそれてしまって申し訳ないんですが。

鳴海主事 昨年度の審議会でもお話あったかと思うんですけれども、中には協定井戸で手動で使えるものをお持ちの方もいらっしゃいますし、市の

ほうで管理しているふだんは使わない防災用の井戸というものもございまして、そういうものに関しては有事の際も使えるような形で準備しているところですので、そちらの担当のほうで検討を進めているものでございます。

中里委員 ありがとうございます。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。石田委員、お願いします。

石田委員 とてもばかな質問で申し訳ないんですけども、水位が上がったり下がったりというのは、現象としては分かるんですけど、下がった場合、防災なんかも含めてですけども、何か対策はするんですか、それとも単なるデータとして集めているという感じですか。

鳴海主事 現時点ではデータとして集めているというところで、もともと小金井市は地下水及び湧水の保全ということで条例もございまして、地下水涵養を進めていきたいという考えを持っておりますので、特段、このデータがあるから、じゃあ何かするというのではなくて、日頃から地下水の保全に努めていきたいというふうに考えているところです。

石田委員 分かりました。ありがとうございます。

近藤委員 結局、都市化が進んでしまうと、雨水も染み込みませんから、浅い井戸の水というのは涵養できないんですね。ですから、できれば、小金井の井戸水を涵養するのであれば、小金井よりも上流側のところで緑のところを増やしていただかないと、幾ら小金井の市民が頑張っても、なかなか対応できないというのがございます。

3 ページに標高の地図が出ておりますけれども、上のほうが濃い色になっていまして、下の青いほうには野川沿いの水田があったわけですけども、上のほうには水田がなかった。結局、水が掘れなかったからなかったわけで、それで上のところに線が入っているのは玉川上水ですよ。玉川上水ができたから農業ができるようになって、この辺、発展したわけなので、もともとやっぱり水は得られにくかったんだと思います。

石田委員 ありがとうございます。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。ありがとうございます。

特に質問がないようでしたら、以上で報告事項（１）は終了したいと思います。ありがとうございました。

続きまして、報告事項（２）令和３年度環境教育事業の実施についてということで、事務局のほうから資料の説明をお願いいたします。

鳴海主事

報告事項（２）令和３年度環境教育事業の実施について、資料１０ですね、御報告いたします。

昨年度策定いたしました環境基本計画、地球温暖化対策地域推進計画、みどりの基本計画におきまして、次世代を担う子供に環境教育の充実を図る施策を一つの柱として推進してまいりたいと考えております。今年度より新たに環境教育を実施してまいりますので、御報告させていただきます。

まず、１、みどり親子ワークショップ（身近な緑の見分け方）になります。

みどり親子ワークショップにつきましては、身近な緑に関心を持ってもらうことと、国分寺崖線上にある貴重な緑地である滄浪泉園が身近にあることを知ってもらうきっかけになればと考え、身近な緑の見分け方をテーマに、緑の募金活用事業として、令和３年５月２３日に二部制で開催いたしました。小長久保公園の花壇ボランティアをしていただいている方を講師に迎えまして、スライド資料を使い、身近にあるモミジ、竹、ササなどの見分け方を学んだ後、滄浪泉園内を散策しながら、実際の樹木を観察しました。参加者は、一部が９組１８人、二部が８組１６人の小学生の親子に御参加いただきました。帰りにはブルーベリーの木をプレゼントし、身近で緑を育ててもらい、緑の保全に対する関心を高めていただきたいと考えております。このワークショップは来年度以降も実施してまいりたいと考えております。

次に、２、小金井第四小学校環境教育事業（樹名板の作成・設置）でございます。

こちらは小学校６年生に森林の大切さを学ぶことを通じて地球温暖化防止対策について深く考えてもらうこと、四小に隣接する三楽公園、三楽の森公共緑地の樹木に樹名板を児童と協働で作成及び設置することにより、身近な緑のすばらしさや大切さを学ぶ機会とするために、森林環境譲与税の活用事業として実施しております。東京学芸大学の

小柳先生を講師に迎え、総合的な学習の時間の中で、令和3年5月6日に森林や里山の役割や樹木の見分け方を学び、令和3年7月15日には小金井第四小学校、三楽公園及び三楽の森公共緑地にて、樹名板を設置する樹木の見分け方を学ぶワークショップを実施する予定です。今後は、9月から10月にかけて樹名板を作成し、11月に樹名板を設置する予定です。この事業は、来年度以降もほかの小学校で実施してまいりたいと考えております。

報告は以上です。

池上会長

ありがとうございました。

ただいまの報告で何か御質問等ございますでしょうか。

本事業は、東京学芸大学こども未来研究所に委託しておりまして、小柳先生が講師となって、小金井第四小学校の6年生を対象に、本年度5月から11月にかけて数回行っていくということになっております。小柳先生、補足等ございましたら。

小柳副会長

裏面のほうに1回目、5月6日の本事業の概要と、あとは事前事後のアンケートの概要について簡単にまとめていますので、御確認いただければと思います。

森林学習の中で、最終的には身近な環境の学校周辺の樹木に名札をつけていこうということなので、身近な森である里山というのに注目して、授業の内容を組み立ててあります。子供たちは里山という言葉をはぼはぼ知っていると言った子と知らないと言った子が半分ずつぐらいで、若干、知らない子が多かったという形でした。でも、言葉から家とかが近くにあるような、私たちの住んでいる生活の近くにある自然というイメージを持っている人が多かったです。

以上です。

池上会長

ありがとうございます。

何か御質問等ございましたら。中里委員、お願いします。

中里委員

これは第四小学校だけに限られての実施なんでしょうか。大変望ましいことかと思いますので、環境教育は子供たちにぜひ実施していただきたいんです。今はコロナ禍で中止になっているかもしれないんですが、学芸大学で科学の祭典なども行っていますよね。そのようなときに、とてもいい議題だと思いますので、ぜひ機会を捉えて、小学校

単位、あるいは学校単位でなくても、個人単位であっても、このような会を催していただければと思います。

以上です。

池上会長

ありがとうございます。

今年度は小金井第四小学校で、来年度以降も学校を変えて実施していくということですか。

鳴海主事

まず、今年度は三楽の森という第四小学校に近い場所があったもので、そこで第四小学校とやらせていただいているんですけども、次年度以降については、ちょっとまだ未定ではあるんですが、三楽の森ということではなくて、ちょっと違う場所の活用を検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

山口係長

資料10、2の概要にございますとおり、こちらの事業、森林環境譲与税というものの活用を図る事業でございます。森林環境譲与税の活用を図るメニュー中に間伐材の利用がございます。今回は小金井市内の間伐材というわけではないんですけども、その材木を使って、三楽の森と第四小学校内の木々に、それぞれ古くなってしまった樹名板を授業の中で作ってもらって設置しましょうという事業ですので、同じようなやり方をするのであれば、小学校の中でも、例えば公園が近いようなところですか、樹木が多いようなところですか、そういったことが来年以降、考えていけるかなと思います。

以上です。

池上会長

ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。ありがとうございます。

それでは、続きまして、報告事項(3)に移りたいと思います。令和3年度子ども環境ワークショップの実施についてということで、事務局のほうから報告をお願いいたします。

鳴海主事

令和3年度子ども環境ワークショップの実施について報告いたします。

資料11のチラシを御用意ください。このワークショップでは、身近な環境問題をテーマとして、親子参加型により開催することで、子供及び子育て世代に対し、環境学習機会の提供及び日常生活の中で環境保全を意識した行動につなげることを目的に開催するものです。本

年度開催しますワークショップは、ごみ問題をテーマにプログラミングなどを活用したSTEAM活動に挑戦しながら、二酸化炭素削減へのアプローチについて親子で考えるもので、7月11日と11月14日に開催いたします。

第1回を市報及び本チラシにて募集しましたところ、約100組の親子から事前の申込みをいただきました。15組の定員となっておりますが、体調不良による欠席がありまして、14組の親子に御参加いただきまして、昨日開催したところです。

ごみ収集車のプログラミングというテーマを通して、エコドライブですとか、ごみを減らすことが地球温暖化の防止につながるということを学んでいただきました。

報告は以上です。

池上会長

ありがとうございます。

何か質問等ございましたら、お願いいたします。ありがとうございます。

それでは、次に移りたいと思います。

以上で報告事項は全て終わりましたので、次に議事のほうに入りたいと思います。

次第の「3 議事」、(1) 前回審議会会議録についてということで、事務局のほうから説明をお願いいたします。

山口係長

資料1、事前にお配りした令和2年度第6回小金井市環境審議会会議録を御用意ください。

前回審議会における御発言については、本資料を事前にお目通しいただきまして御確認いただけていることと思います。本日、この場で追加等々、訂正ございます場合は、ページ番号と発言委員名及び訂正内容をお知らせください。

なお、本審議会において御承認をいただけた後は、市ホームページ等への掲載を行っていく予定でございます。

以上です。

池上会長

失礼いたしました、報告事項(4)を飛ばしておりましたが、今、説明いただきましたので、議事の(1)を先にさせていただきます、前回会議録について何かございましたら、よろしくをお願いいたします。

すみません、池上ですけれども、14ページの池上の発言のところで、言葉足らずだったと思うのですが、「ちょうど次のページに検討しますではありませんけれども」というところの日本語がおかしいので、「ちょうど次のページに検討します内容ではありませんけれども」というふうにしていただけたらと思います。すみません。

山口係長

はい。

池上会長

ほかにございますでしょうか。

今の件はまた後でもう一度、御確認させていただくことにしまして、すみません、戻りまして、報告事項（4）令和3年度小金井市環境賞について、事務局のほうから報告をお願いいたします。

鳴海主事

令和3年度小金井市環境賞について報告いたします。

市では、環境活動に功績のあった市民、市内の団体、または事業者の方の表彰を行っております。現在、第19回小金井市表彰賞候補者を募集しておりますので、環境保全活動に功績のあった個人、団体、事業者の方がいらっしゃいましたら、ぜひ推薦をお願いいたします。

以上です。

池上会長

ありがとうございます。

何か御質問等ございますでしょうか。中里委員、お願いいたします。

中里委員

質問なんですけれども、自薦、他薦は問わないのでしょうか。

鳴海主事

問いませんので大丈夫です。

中里委員

おかしなことを伺うんですけれども、ある団体から大変立派だというような推薦があったとして、こちらの団体からは別な意見もあるというようなことは起きないんですか。極端な言い方をしますと、個人なりを推薦して賞を与えるときに、いわゆる単純な犯歴のようなものはお調べになるんですか。

鳴海主事

選考に当たりましては、小金井市環境賞選考委員会というものを設けまして、御推薦いただいた方の活動ですとか、そういったものを見させていただくというようなものがございます。

中里委員

ですから、褒める部分は分かるんですね、何年継続して、何を行ったという形かと思うんですけれども、例えば個人であって、何年か前に交通事故を起こして人に迷惑をかけたことがあるとか、この賞についてはそういうようなことまでは精査はされてはいないんですか。

鳴海主事 おっしゃっていただいたとおり、団体さんであるとか個人の方に関しての環境保全活動に関して見させていただくもので、全ての情報から選考するというものではございません。

中里委員 分かりました。ありがとうございます。

池上会長 ありがとうございます。

この場で何か決めるということではなく、別の会議で。ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。ありがとうございました。

それでは、すみません、行ったり来たりで申し訳ないんですが、議事のほうに戻りまして、先ほどの会議録について何かございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、よろしければ、本日は1件だけ修正していただいたものを承認ということによろしいでしょうか。

それでは、承認いただけたいということにしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、続いて議事の（2）（仮称）小金井市気候非常事態宣言についてということで、事務局のほうから内容と資料の説明のほうをお願いいたします。

荻原専任主査 資料3を御覧ください。

（仮称）小金井市気候非常事態宣言の発出検討についてということで、現在、発出をすべく準備を進めているところでございますけれども、その経緯につきましては、近年、気候変動による危機が全人類に共通の身近に迫った驚異となっております。待ったなしの対策が求められています。市では、令和3年3月に「第2次小金井市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、子どもたちへの環境教育、情報発信の充実など、新たな目標及び施策の下、オール小金井による温暖化対策に取り組んでいますけれども、これをもう一段階押し上げるために、普及・啓発の手段としても有効な（仮称）小金井市気候非常事態宣言の発出について検討を進めているというような状況でございます。

現在の状況なんですけれども、庁内の検討組織であります環境基本計画推進本部のほうに7月上旬に意見照会を求めまして、そこでいただいた御意見を踏まえて、本日、案として出している宣言文を用意さ

せてもらっております。本日、環境審議会でご意見をいただきまして、宣言文を完成させていきたいなというように考えております。

それから、今年の3月に新しく温暖化対策地域推進計画を策定しまして、計画達成に向けて粛々と施策等を推進しているところでございますが、今回、市民の方に市報を見ていただいたときに、あれ、いつもと何か違うものが入っているなと気づいていただいた方もいらっしゃるかと思うんですけれども、初めて環境特集号というのを作らせていただいて、7月1日号の市報のほうに入れさせていただきました。それを本日用意しておりますので見ていただきますと、今回、環境政策課で新しい3本の計画を策定しましたので、新しい計画をつくりましたというお知らせを1面に持ってきております。

それから裏面のほうに、本日報告させていただきましたけれども、私たちのふだんから行っている環境調査結果の報告だとか、施策ですね、こんなことをやっていますというようなことを載せさせていただいております。

開いていただきますと、ここで温暖化をどーんと持ってきまして、地球温暖化防止対策は待ったなしだとよというようなところで、今回の発出文につながるような特集号のほうを組ませていただいたところでございます。

それで、今後の検討スケジュールなんですけれども、本日、環境審議会のほうで御意見をいただきましたら、その後なんですけれども、7月26日に予定されております議会の建設環境委員会の所管事務調査のほうに報告させていただく予定でおります。その後、9月にパブリックコメントを約1か月実施しまして、またそれを9月の建設環境委員会の所管事務調査で報告させていただこうかなと考えております。それから、10月に環境基本計画推進本部、これは庁内の検討組織なんですけれども、そちらのほうにパブリックコメントの報告をさせていただいて、11月にはこちらの環境審議会のほうにもパブリックコメントの検討結果を報告させていただこうと考えております。12月に建設環境委員会の所管事務調査に最終的な報告をさせていただいた上で、できましたら年内に小金井市気候非常事態宣言の発出ができればなというようなスケジュールを考えております。

資料3の2ページ目なんですけれども、参考までに東京都内のゼロカーボンシティを表明している団体、区、市を載せさせていただいております。

それから主な動向というのも参考で、世界と日本で書かせてもらっています。大きなところで言うと、昨年10月に菅総理が2050年カーボンニュートラルというようなことを表明して、またここで気候変動に関するところが大きく動き始めたのかなというふうに考えております。

それで3ページ目のほうに、(仮称)小金井市気候非常事態宣言(案)としてお示しさせていただきましたので、こちらのほうを本日の御審議にかけさせていただいて御意見をいただきたいと考えております。

山口係長

すみません、事務局です。資料の修正をさせていただきたいと思っております。

1ページ目なんですけど、2の現在の状況、すみません、私が資料作成のときに、この次の段階の案文が紛れ込んでしまったみたいで、ちょっと削除をお願いしたい文章がございます。まず、2行目の「その内容等について小金井市環境審議会及び」までをカットしていただきまして、「小金井市環境基本計画推進本部に意見照会を行ったところである」まで、それ以降の「いずれの会議においても」から2行下の「いただいているところである」というところまでもカットをお願いいたします。資料を修正したものをまた送らせていただきます。3点目、下から3行目の「今後」の後に「小金井市環境審議会」を入れていただきたいと思っております。

読み上げますと、「現在、環境政策課では、宣言文の素案を作成し、宣言発出の是非及びその内容等について小金井市環境基本計画推進本部に意見照会を行ったところである。今後、小金井市環境審議会や市議会からの御意見等を踏まえ、小金井市市民参加条例等に規定された所要の市民の提言制度などの手続を経た後、発出に向けて調整を行う予定である。」と文章の変更をさせていただきたいと思っております。

申し訳ございませんでした。よろしく申し上げます。

池上会長

ありがとうございます。

それでは、ただいまの資料につきまして御質問、御意見等ございま

したら、よろしく願いいたします。

荻原専任主査 もう一つ、参考までに、先ほどゼロカーボンシティ表明団体というので挙げさせてもらいましたけれども、その中から幾つか宣言文を参考で付けさせていただいておりますので、そちらも併せて御覧ください。

池上会長 議事ということになっておりますけれども、この場では意見照会ということでもよろしいでしょうかね。

何か御質問、コメント等ございましたら、よろしく願いいたします。

近藤委員、お願いします。

近藤委員 宣言文ももちろん大事なんですけども、やっぱり市民の方に、自分たちが身近なところで何したらいいんだというのを分かりやすくお伝えするのも非常に大事で、それで今回、これをお出しになっているんだと思うんですけども、これをさらに広めて、例えば夏の暑いときに車を使わないとか、それからペンキを塗るときは水溶性のものを使うとか、そういった身近なところからできるものを何か分かりやすい冊子を作ってお配りすると、市民の皆さんが自分たちは何ができるのかなというのが分かってよろしいのかなと思います。

池上会長 ありがとうございます。

小金井市の非常事態宣言の文面を見ますと、真ん中の段落の最後のほうですかね、「環境教育」というところが出てきておりますので、ここが小金井市としての一番大事なところというふうにお考えなのかなというのがありますので、まずは市民の人たちに危機意識を持ってもらうというところが目的なのかなというふうに思いますので、よいかと思います。

何かありますでしょうか。

荻原専任主査 一応、省エネとか温暖化等に直結というわけではないのかもしれないんですけども、一応、こういうことをすると環境に優しいんだよというような環境行動指針というのは、こちらの環境基本計画の改訂時に一緒につくりまして、市民、事業者さんがこういうことに取り組むといいよというようなチェックシートを一緒に併せて作っているので、こういうものも市民の方たちに広く周知していければいいのかな

というふうに考えております。

池上会長 ありがとうございます。

中里委員、お願いします。

中里委員 冊子は大変立派で、自分の手元に配布されて役立っているんですけども、一般市民全員に、なかなか皆さん、アプローチしてこない面もあるかと思うんですね。その場合に、やはり市報に別刷りで入れていただくというのは、色も違って分かりやすく、これが周知できる方法としてはベストではないかと思うんですけども、なかなかこうやって入れるということは大変なことなんですか。毎回、毎回ということではなくて、時々入れていただいて、こういうふうな行動をなさいということ各戸に配布するというのが近道ではないかと思うんですが。

荻原専任主査 今回、初めて環境特集号というのを作らせていただいたんですけども、これを定期的にとっても1年に1回ぐらいになるかとは思いますが、毎年入れていきたいなというようなことは考えております。

中里委員 お願いいたします。

池上会長 ありがとうございます。

ほかにございませんか。

山口係長 資料3の1ページ目でスケジュールをお示しさせていただいております。本日、本審議会において御意見を照会させていただいた後、先ほど担当から説明しましたとおり、今月の26日に所管の行政委員会に報告をいたします。その後、市民参加条例の規定に沿って、市の施策で市民に影響があるようなものについてはパブリックコメントにかけることとなっております。約1か月間、パブリックコメントを実施しまして、本案文につきましては様々な御意見が寄せられるものかと思っております。その後、そういったものをまたまとめまして、10月、11月ぐらいに、この環境審議会の今年度第2回で報告と意見照会をさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

池上会長 ありがとうございます。

すみません、追加で1点、少しコメントですけれども、ほかの自治体、国もそうですし、東京都もそうですし、気候非常事態宣言という言葉を使っているところがあるとは思いますが、最近ではコロナの状況で緊急事態宣言という言葉が出てきて、たくさん発出して効果が薄まっているという話も出てきている状況で、特に小金井市は、少し前にごみの非常事態宣言というのが出ているかと思えますけれども、ごみの問題は非常に身近な問題で、本当に非常事態だった状況と比べると、危機意識というのをそこまで求めるのかということも含めて、こういうのがどんどん出てくると、本当に非常事態のときに出したい効果が出せなくなるという危惧がないのかということも少し心配しています。

例えば、もともと非常事態宣言が一番最初に出たところは、本当に身近な環境問題で危機的な状況が起こっている自治体からスタートして、それをまねしていろんなところで広まってきているのがあるんですけれども、そういう状況と比べて、本当に小金井市は非常事態なんだろうかということでは十分注意しないと、ごみの非常事態宣言は小金井市独特の非常事態だった状況と比べると、同じ非常事態という言葉で扱うとよくない効果も出ないかなというところがちょっと心配なところではあります。

そういう意味では、ほかの自治体ではゼロカーボンシティ宣言とか、そういう言い方をされていて、非常事態宣言というのはよく考えたほうがいいかなというふうに思いました。

平野課長

ありがとうございます。

気候非常事態宣言というのは、長崎県の壱岐市から始まって、徐々に増えてくる中で、本市の議員さんからも、ぜひ小金井市としてもこういったものを出さないかというような話がある中で、我々、環境政策課といたしましては、気候非常事態宣言の趣旨は賛同いたしますとまいりました。それは、今、会長おっしゃっていただいたように、本当にそれが小金井市特有の危機なのか、非常事態なのか、それとも、これはあくまでも全国、世界的な問題であり、ごみの非常事態宣言とは違い、ちょっとなじまないんじゃないかという想いもあって、我々としては、その当時、ちょうど地球温暖化対策地域推進計画と環境基

本計画をつくっておりましたので、そちらをとにかく充実させたものをつくって、それを普及啓発することが何よりも大事であるとの考えから計画を皆さんにおつくりいただいたというところがございます。

また、そういった中で、やはり今おっしゃっていただいたとおり、一方では環境省のほうから、ゼロカーボンシティ宣言というのを各自自治体で表明しないかというような話がありまして、それを推奨するような動きも出てきておりました。そういった中で、本市の市長にも、気候非常事態宣言に限らず、温暖化対策への取組を本市としてもさらに本気で取り組まなければいけないという考え方があり、これを一歩進めようという指示がございました。

我々といたしましては、計画をとにかく普及啓発し、その一つのツールというか方法として、環境教育の充実をしていこうという考えから、今、こういった事業にいろいろと取り組んでおりますが、さらに一歩推し進めるためにどういった方法があるかと考えた中で出てきているのがこの非常事態宣言でございます。なので、我々といたしましても、ゼロカーボンシティ宣言という考え方もありつつ、今、案として非常事態宣言という形で出させていただいています。この場ですので、環境審議会の皆様からもいろいろそういった御意見をいただきながら、最終的にどういった形で宣言をするのであればしたらよいかというのを御議論いただければ幸いです。

池上会長 ありがとうございます。

ほかに御意見等ございましたら。

石田委員 私もやっぱり非常事態宣言って、類似の言葉が多いので、インパクトがないという見解は非常によく分かります。やっぱり危機感が薄れてしまうんじゃないかということですよ。

池上会長 ほかの問題で本当に出したい非常事態宣言が出たときに、同じ言葉で同じ扱いをされると、ほかの施策によくはないかなというところがあります。環境問題も危機意識を持ってもらいたいというのはもちろんなんですけれども。

石田委員 かかる時間とスケールのカテゴリーが全然違うもので、確かにみんな危機なんですけど、非常事態なんですけど、ちょっと難しい。会長がおっしゃったように、やっぱり薄れてしまうかなという感じは私も

持ちますね。だから、ゼロカーボンシティ宣言のほうがいいとまでは言わないけれども、ちょっと難しい問題です。問題提起として、それは非常によく分かります。

池上会長 ゼロカーボンシティを目指すこと自体は、この中にも書いています。「ゼロカーボンシティ」の実現を目指し、ここに気候非常事態であることを宣言します。

すみません、ごみのときをあまり把握していないんですけど、ごみのときも同じような形でこういう非常事態宣言が市長名で出ているんですか。

山口係長 宣言文は出ておりません。ただ、周知をするために市報ですとかホームページですとか、今はなくなってしまいましたけれども、駐車場の金網のところにごみ非常事態宣言、もしくは電車から見えるように中間処理場のところに非常事態宣言といったことを打ち出しておりました。宣言をやること自体は、平成8年に男女平等都市宣言があります。平成24年にいじめのないまち小金井宣言がございまして、宣言を出すのであれば、それ以来になります。

池上会長 ありがとうございます。

平野課長 すみません、さらに補足で申し上げますと、先ほど近藤委員からもおっしゃっていただいた冊子なんか作るといいよという話もあるんですが、まさに非常事態宣言、ゼロカーボンシティ宣言になるとしても、宣言をすることによって一歩進めるときに、では、例えば冊子を作りましょうとか、例えば横断幕を作りましょうとか、いろいろ考え方はあると思うんですけど、チラシを作りましょうでもいいんですが、とにかく普及啓発を進める。さらに施策として何か温暖化対策みたいなものをさらにどんどん増やしていくという一つのきっかけ、宣言をすることによって、それをさらに一歩進められると我々、思っているんですね。なので、宣言を出すことは温暖化対策を一歩進めるという意味では価値のあるものだと考えておるんですが、その出し方とか、そういった部分でいろいろ御意見なんかがいただけるとありがたいです。

今、環境政策課と理事者のほうで話をさせていただいている中では、気候非常事態宣言で行こうかというようなところと、本市の特色を入れたいねという部分では、やはり教育委員会との連携という点で、環

環境教育という表現を入れさせていただいているんですね。ほかの市では、なかなかこういう表現は入っていないんですが、やはりここは教育と一緒にやっ払いこうというところで、ちょっとそういった意味合いを今は案文の中に入れさせていただいているというところがございます。そういった視点で、いろいろ御議論いただくと助かります。

小柳副会長　　すみません、ちょっと細かい表現になるんですけど、環境教育、教育をすごく重視するということは小金井の特徴というのはすごく伝わる大事な部分だなと思ったんですが、大学とかもたくさんありますし、教育機関と広く取り入れたような感じにさせていただけるといいなと思ったんですが。教育委員会に絞られるのではなく、逆に広い表現にさせていただけるとありがたいなと思います。

平野課長　　まさに、一番最後のセンテンスの1行目から2行目にかけて、「市、市民、教育委員会、事業者等」という表現にさせていただいているんですが、ほかの計画なんかですと、市内学校ですとか、大学とか、そういった表現も使わせていただいています。今回もそういったものを入れられないかという話が教育長からあって、我々としても考えたんですが、ちょっと長くなってしまうということで、今、「等」に丸めさせていただいております。いただいた意見は参考とさせていただきますと思います。

池上会長　　今までも、もともと環境とか地球温暖化防止というのはずっと取り組んできている内容だと思うんですけど、きっとここでこういうふうに出すに至った、背景のところにもいろいろ書いてありますけれども、カーボンニュートラルが必要なんだということが数年前に出てきている状況で、今までは大きく削減しましょうという状況だったのが、ゼロにしましょうというふうになったということはすごく大きな違いで、ゼロにするというのは本当に大きく仕組みから変えないといけないところだと思うんですね。減らすのは省エネで、例えば使用を削減しましょうということはありませんけれども、ゼロにはできない。そうすると、やっぱりエネルギー源自体を変えないといけないし、そういう意味では都市ガス自体もカーボンニュートラルにならない限りは、都市ガスを使えない状況になるというところで、家庭内の機器も大きく変わってくる可能性があるというところで、そういうところの意識

を市民の皆さんに持ってもらうということはすごく大事なところかなと思いますので、ゼロにしないといけないということを知ってもらうというところはすごく意義があるかなというふうに思います。あとはきつとこれに付随して、小金井市の政策もついてくるのかと思いますので、まずは宣言というところなのかなというふうに理解しております。

表題に関しても、きっとパブコメで何か出てきたりとかあるでしょう。ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、この議題は終わりたいにしたいと思います。

続いて、議事の（３）その他について、事務局から本日何か追加の議題等がありますでしょうか。

山口係長

本日はございません。

池上会長

分かりました。ありがとうございます。

それでは、議事についてはこれで終了としまして、続いて次第の「４ その他」について、事務局、委員の皆様問わず、何かございませんでしょうか。

特にないようでしたら、次の次第の「５ 次回審議会の日程について」ということで、事務局から日程調整等について説明ございませんでしょうか。

山口係長

冒頭御説明いたしましたように、本年度、３回の審議会の開催を予定してございます。今回は第２回目の開催をさせていただくこととなりますけれども、資料３で小金井市気候非常事態宣言の発出検討をいただいているということを御報告申し上げたところなんですけれども、スケジュール的にパブリックコメントを実施し、所管の行政委員会への報告を経たのち、令和３年の１０月下旬頃、もしくは１１月の頭ぐらいに開催させていただきたいと思います。

日程等々につきましては、会長と相談の上、決まり次第、皆さんに報告させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

池上会長

ありがとうございます。何か御意見等ございますでしょうか。よろ

しいでしょうか。

それでは、以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和3年度第1回小金井市環境審議会の会議を閉会いたします。ありがとうございました。

— 了 —